

【令和５年第４回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和５年１０月１３日 環境委員長 浦田 大輔

○「議案第１３０号 浮島２期廃棄物埋立管理型護岸対策(その２)工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

＊第１ブロック護岸の腐食について

浮島２期地区の当初の埋立計画では、平成１８年度までを埋立期間としていたが、市内から発生するごみの資源化率の上昇に伴い、受入量が減少傾向となり、埋立期間が延伸した。内護岸についても当初計画での耐用年数となっていたが、埋立期間が延伸したことで老朽化が発生したことから、今回の施工に至った。

＊埋立計画の変更について

ごみの資源化率の上昇などの事情により、土砂の搬入状況が変化した場合は、必要に応じて埋立計画を変更している。

＊本工事による護岸の耐用年数について

設計上、１７年程度としている。鋼管矢板の打設後、残土投入によって上昇した海底から土砂を擦り付けることで、耐用期間経過後についても内護岸の補強ができると想定している。

＊本工事における鋼管矢板の鋼材選定について

これまでの土砂搬入の状況と今後の見通しから、一定期間経過後も土砂の投入により補強が可能となる鋼材を選定している。

＊浮島指定処分地埋立管理作業（その１）委託における中詰土投入について

鋼管矢板の打設後、第１ブロックから第３ブロックの土砂の上昇度合いを鑑み、徐々に中詰土を投入する予定である。

＊第２ブロック護岸の補強の必要性について

第２ブロックは一定程度土砂が搬入されて海底面が上昇しており、第１ブロック内と土圧のバランスが取れている状況であるため、第２ブロック護岸の補強は不要と考えている。

＊第２ブロック及び第３ブロックへの公共残土の投入順序について

第３ブロックの工事施工位置付近に積出栈橋を設置しており、栈橋へ船舶を接岸するようにして第２ブロックへ投入しているため、第３ブロックから残土を投入し、海底面を上げてしまうと、船舶の接岸ができなくなることから、第２ブロックから先に投入することとした。

＊川崎港の埋立事業及び護岸対策工事について

現在、埋立事業を実施しているのは浮島地区のみである。今後、東扇島堀込部でも埋立事業を予定しているが、ＪＲ東海との協議の過程で工事期間及び搬入土砂量について一定程度把握しているため、現時点では東扇島堀込部の護岸対策工事の必要はないと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 140 号 令和 5 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」
《審査結果》
全会一致原案可決